

庄内川・木曽川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、庄内川・木曽川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）といふ。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、庄内川・木曽川圏域における愛知県及び名古屋市が管理する河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表-1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表-2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(案)

(幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成は、別表一3の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
 - 4 幹事会は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表一3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

- 第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
 - 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

- 第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、一宮建設事務所河川整備課、海部建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課が務める。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

- (附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。
本規約は、平成29年 5月24日から実施する。
本規約は、平成29年11月 8日から実施する。
本規約は、平成30年 5月28日から実施する。
本規約は、令和元年 5月30日から実施する。

(案)

本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和3年 5月11日から実施する。

本規約は、令和4年 5月16日から実施する。

本規約は、令和5年 5月24日から実施する。

本規約は、令和6年 5月 日から実施する。

(案)

別表一 1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一) 庄内川	矢田川	○	(一) 庄内川	境川		(二) 天白川	大高川*	
	守山川*			半之木川			瀬木川*	
(二) 天白川	香流川	○		堀川*			手越川*	
	隅除川*			新堀川*			藤川*	
	天神川			八田川	○		植田川*	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地蔵川			岩崎川	
	大山川	○		新地蔵川			山崎川*	○
	西行堂川			内津川	○		日光川	◎
	池田川			大谷川			戸田川*	
	外堀川			長戸川*			宝川	
	薬師川			野添川*			善太川	
(二) 日光川	新造川			繁田川			福田川	○
	新境川			新繁田川			蟹江川	○
	合瀬川			水野川			小切戸川	
	中江川			鰐川			目比川	
	新中江川		(一) 木曽川	鍋田川			三宅川	
	原川			鍋田川東支川			領内川	○
	鴨田川			郷瀬川			新堀川	
	水場川			新郷瀬川			光堂川	
(二) 大田川	五条川	○	(二) 大田川	大田川		(二) 筏川	野府川	
	青木川	○		渡内川			北古川	
	縁葉川			中川			西條小切戸川	
	巾下川		(二) 天白川	天白川	◎		筏川	
	矢戸川			扇川*	○			

対象河川数：74河川

凡例 ◎：洪水予報河川、○：水位周知河川

*名古屋市管理河川

(案)

別表—2 庄内川・木曽川圏域水防災協議会 会員 (1／2)

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稻沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長

(案)

別表—2 庄内川・木曽川圏域水防災協議会 会員（2／2）

	構成員
会員	飛島村 村長
会員	愛知県尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

(案)

別表—3 庄内川・木曽川圏域水防災協議会幹事（1／2）

構成員			
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
	(防災担当)		(治水担当)
幹事	名古屋市	防災危機管理局 次長	緑政土木局河川部長
幹事	一宮市	危機管理監	建設部長
幹事	瀬戸市	市長直轄組織 危機管理監	都市整備部長
幹事	春日井市	総務部長	建設部長
幹事	津島市	市長公室長	建設産業部長
幹事	犬山市	市民部長兼防災監	都市整備部長
幹事	江南市	危機管理室長兼水道部長 都市整備部長	危機管理室長兼水道部長
幹事	小牧市	市民生活部長	建設部長
幹事	稻沢市	建設部長	建設部長
幹事	東海市	総務部長	都市建設部長
幹事	尾張旭市	総務部長	都市整備部長
幹事	岩倉市	市民協働部長 総務部長	建設部長
幹事	日進市	生活安全部長	都市整備部長
幹事	愛西市	企画政策部長	産業建設部長
幹事	清須市	危機管理部長	建設部長
幹事	北名古屋市	生活安全部長 防災環境部長	建設部長
幹事	弥富市	総務部長	建設部長
幹事	あま市	市長公室長	建設産業部長
幹事	長久手市	くらし文化部長	建設部長
幹事	豊山町	企画調整部長	産業建設部長
幹事	大口町	地域協働部長	建設部長
幹事	扶桑町	生活安全部長	産業建設部長
幹事	大治町	総務部長	建設部長
幹事	蟹江町	総務部長	産業建設部長
幹事	飛島村	総務部長	開発部長

(案)

別表—3 庄内川・木曽川圏域水防災協議会幹事（2／2）

構成機関・役職	
幹事	愛知県尾張水害予防組合 事務局長
幹事	海部地区水防事務組合 事務局長
幹事	愛知県 尾張建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 一宮建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 海部建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長
幹事	愛知県 尾張県民事務所 防災安全課長
幹事	愛知県 海部県民事務所 県民防災安全課長
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長
幹事	名古屋地方気象台 防災管理官
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 流域治水課 事業対策官 総括地域防災調整官

※幹事長が不在の場合は（　　）の者が幹事会の運営、進行を行う。

1. 2023 年 1 月～12 月の気象概況

1-1 月別の東海地方の天候

1月

上旬と中旬は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多く、下旬は天気が数日の周期で変化しました。まとまった雨の降った日が少なかったため、月降水量は少なくなりました。岐阜県山間部では曇りや雪または雨の日が多くなりました。また、中旬は暖かい空気に覆われやすかった一方、下旬は強い寒気の影響を受けやすかったため、気温の変動が大きく、月平均気温は高くなりました。

月平均気温は「高い」、月降水量は「少ない」、月間日照時間は「平年並」となりました。

2月

上旬と中旬は天気が数日の周期で変化し、下旬は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。下旬を中心に低気圧や前線の影響を受けにくかったため、月降水量は少なくなりました。岐阜県山間部では曇りや雪または雨の日が多くなりました。また、上旬と中旬は寒気の影響を受けにくかったため、月平均気温は高くなりました。

月平均気温は「高い」、月降水量は「少ない」、月間日照時間は「平年並」となりました。

3月

上旬は高気圧に覆われて晴れた日が多く、中旬は天気が数日の周期で変わりました。下旬は、前半は曇りや雨の日が、後半は晴れた日が多くなりました。上旬を中心に晴れた日が多かったため、月間日照時間は多くなりました。寒気の影響を受けにくく、暖かい空気が流れ込みやすかったため、月平均気温はかなり高く、平年差は+3.2°Cとなり、統計開始（1946年）以降、第1位の記録的な高温となりました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「平年並」、月間日照時間は「多い」となりました。

4月

天気は数日の周期で変わり、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、低気圧や前線の影響で雨が降り大雨や荒れた天気となった日もありました。上旬から中旬を中心に暖かい空気に覆われたため、月平均気温はかなり高くなりました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「平年並」、月間日照時間は「平年並」となりました。

5月

天気は数日の周期で変わりましたが、上旬を中心に高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため月間日照時間は多くなりました。暖かい空気に覆われやすかったため、月平均気温は高くななりました。また、低気圧や前線の影響で広い範囲で大雨となった日もあったため、月降水量は多くなりました。

月平均気温は「高い」、月降水量は「多い」、月間日照時間は「多い」となりました。

6月

高気圧に覆われて晴れた日もありましたが、梅雨前線や台風からの湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなり、大雨や荒れた天気となった日がありました。このため、月降水量はかなり多く、月間日照時間は少なくなりました。また、暖かい空気に覆われたため、月平均気温はかなり高くなりました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「かなり多い」、月間日照時間は「少ない」となりました。

7月

月の前半は、梅雨前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、大雨となった所がありました。後半は、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。月降水量は少なく、月間日照時間はかなり多くなりました。月を通して暖かい空気に覆われたため、月平均気温はかなり高くなりました。また、上空に寒気が流入し大気の状態が非常に不安定となり所々で雷雨となった日があり、突風による被害が発生した所もありました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「少ない」、月間日照時間は「かなり多い」となりました。

8月

太平洋高気圧に覆われて晴れた日が多く、暖かい空気に覆われたため、月平均気温はかなり高くなりました。また、台風や湿った空気の影響で大雨となった日もあったため、月降水量はかなり多くなりました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「かなり多い」、月間日照時間は「平年並」となりました。

9月

高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、台風や前線及び湿った空気の影響で曇りや雨の日もあり、大雨や大荒れの天気となった所がありました。晴れた日が多く、暖かい空気に覆われたため、月平均気温はかなり高く、月降水量は少なく、月間日照時間は多くなりました。なお、月平均気温は、平年差が+2.6°Cとなり統計開始（1946年）以降、第1位の記録的な高温となりました。

月平均気温は「かなり高い」、月降水量は「少ない」、月間日照時間は「多い」となりました。

10月

上旬は、天気は数日の周期で変わりましたが、低気圧や前線の影響を受けて大雨や荒れた天気となった所がありました。中旬以降は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため、月間日照時間はかなり多くなりました。

月平均気温は「平年並」、月降水量は「平年並」、月間日照時間は「かなり多い」となりました。

11月

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなったため、月間日照時間は多くなりました。また、暖かい空気に覆われやすかったため、月平均気温は高くなりましたが、上旬は記録的な高温となった一方、中旬は寒気の影響で気温がかなり低くなった日があり、寒暖の変動が大きくなりました。

月平均気温は「高い」、月降水量は「平年並」、月間日照時間は「多い」となりました。

12月

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなったため、月間日照時間はかなり多くなりました。暖かい空気が流れ込みやすく、中旬を中心にかなり気温の高い日が続いたため、月平均気温は高くなりました。一方、上旬前半や下旬前半は、寒気の影響を受けて気温の低い日が続くなど月を通して寒暖の変動が大きになりました。

月平均気温は「高い」、月降水量は「平年並」、月間日照時間は「かなり多い」となりました。

注)

- ・ここでは東海地方平均の平均気温、降水量、日照時間についての特徴を記述している。東海地方平均とは、東海地方にある気象官署及び特別地域気象観測所（富士山除く 14 地点）の平年差・比を平均したものである。
- ・1991～2020 年（30 年間）の 30 個の値を小さい値から順に並べ、10 個（33.3…%）ずつの 3 群に分けるように求めた境界値から、「低い（少ない）」、「平年並」、「高い（多い）」とした階級に区分して表す。さらに、低い（少ない）方または高い（多い）方から出現率 10% の範囲を、それぞれ「かなり低い（少ない）」、「かなり高い（多い）」と表す。

1 - 2 梅雨

梅雨入り： 5月 29 日ごろ 「かなり早い」 （平年： 6月 6 日ごろ）

梅雨明け： 7月 16 日ごろ 「早い」 （平年： 7月 19 日ごろ）

梅雨期間を含むこの 2 か月の降水量は平年を下回った所もありますが、伊良湖や浜松など平年を上回った所が多く、東海地方平均の平年比は 119% で「多い」となりました。

梅雨の時期（6 月～7 月）の東海地方の降水量（mm）及び平年比（%）

地点名	実況値	平年値	平年比
高山	499.0	431.3	116
岐阜	604.0	494.6	122
名古屋	521.5	397.9	131
上野	364.0	388.6	94
津	411.0	375.7	109
伊良湖	656.5	339.2	194
浜松	660.5	433.8	152
御前崎	563.0	478.6	118
静岡	698.0	565.5	123
三島	614.5	436.1	141
尾鷲	800.0	841.8	95
石廊崎	362.0	440.1	82
網代	417.5	494.0	85
四日市	487.0	457.0	107
東海地方の地域平均の平年比			119

1-3 台風

令和5年の台風発生数は17個（平年の発生数：25.1個）、上陸した台風は1個（平年の上陸数：3.0個）、東海地方に接近した台風は第7号、第13号の2個（平年の接近数：3.5個）でした。

台風発生数・上陸数及び東海地方への接近数（確定値）

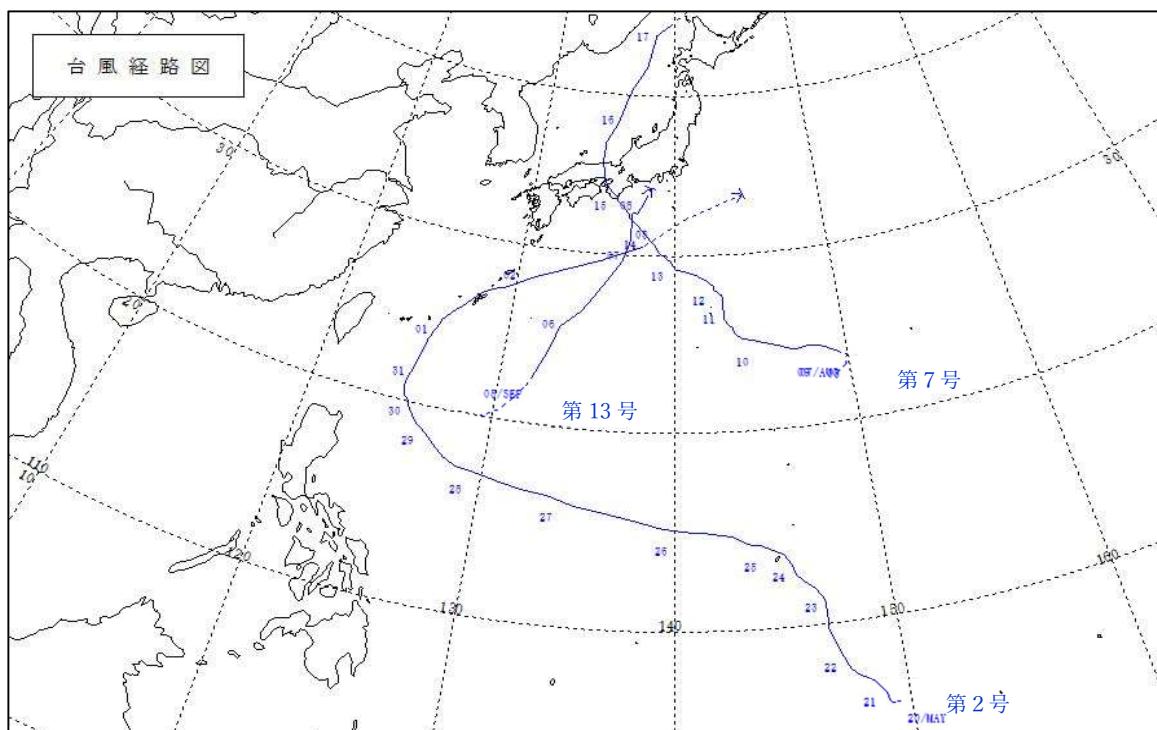
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
令和5年	発生数	0	0	0	1	1	1	3	6	2	2	0	1	17
	上陸数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	東海接近数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
平年	発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
	上陸数	-	-	-	-	0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3	-	-	3.0
	東海接近数	-	-	-	-	0.1	0.2	0.6	0.8	1.2	0.7	-	-	3.5

※東海地方に接近した台風とは、その中心が東海地方のいずれかの気象官署及び特別地域気象観測所（富士山を含めた15地点）から300km以内に入った台風を指します。

東海地方に接近した台風（※第2号、第7号、第13号）の経路図

（実線は台風の期間、点線は熱帯低気圧または温帯低気圧の期間）

※台風第2号は、中心が東海地方から300km以内に入っていませんが、東海地方に大きな影響を及ぼした台風であるため、台風経路を示しました。



2. 2023 年（令和 5 年）出水時の気象概況

2-1 台風第 2 号及び前線による大雨（6月 1 日～3 日）

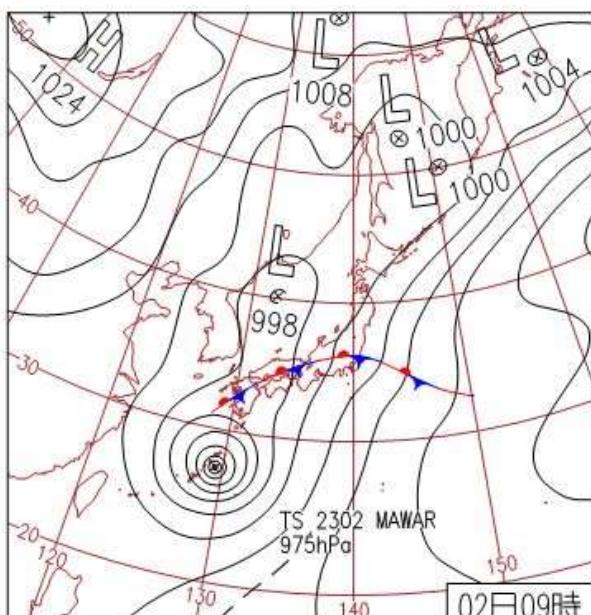
（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
境川水系 境川・逢妻川	1	氾濫注意情報	令和 5 年 6 月 2 日 11 時 40 分
	2	氾濫警戒情報	令和 5 年 6 月 2 日 12 時 40 分
	3	気象警戒情報	令和 5 年 6 月 2 日 13 時 30 分
	4	気象危険情報	令和 5 年 6 月 2 日 14 時 10 分
	5	気象警戒情報	令和 5 年 6 月 2 日 17 時 10 分
	6	気象注意情報（警戒情報解除）	令和 5 年 6 月 2 日 18 時 40 分
	7	気象注意情報解除	令和 5 年 6 月 3 日 00 時 00 分
日光川水系 日光川	1	気象注意情報	令和 5 年 6 月 2 日 13 時 00 分
	2	気象注意情報解除	令和 5 年 6 月 2 日 20 時 10 分
天白川水系 天白川	1	気象注意情報	令和 5 年 6 月 2 日 13 時 50 分
	2	気象注意情報解除	令和 5 年 6 月 2 日 17 時 40 分

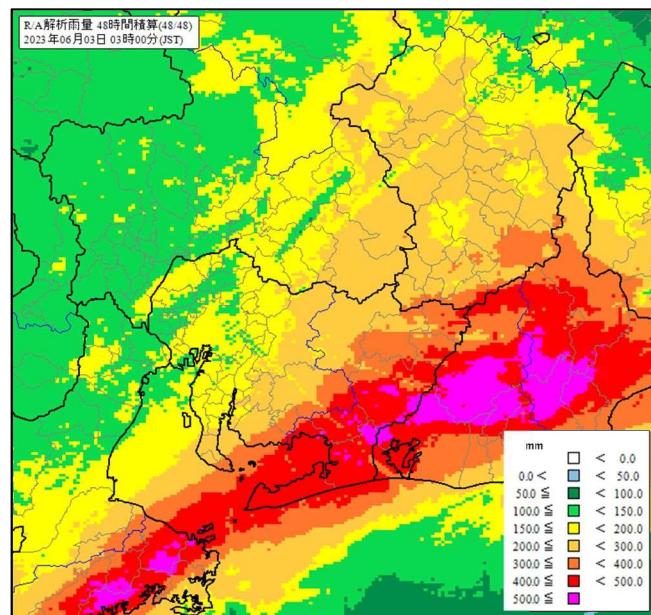
（2）気象概況

6月1日から3日にかけて、台風第2号周辺の暖かく湿った空気が本州付近に停滞する梅雨前線に向かって流れ込み、前線の活動が活発となった。愛知県では6月1日夜から雨が降りはじめ、特に2日夕方から夜のはじめ頃にかけては、線状降水帯が発生するなど、同じ場所で激しい雨や非常に激しい雨が降り続き、西三河南部や東部を中心に記録的な大雨となった。

境川の泉田水位観測所（刈谷市）では氾濫危険水位を超え、逢妻川の一つ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では避難判断水位を超える出水となり、また、日光川の戸苅水位観測所（一宮市）及び天白川の天白水位観測所（名古屋市）で氾濫注意水位を超える出水となった。

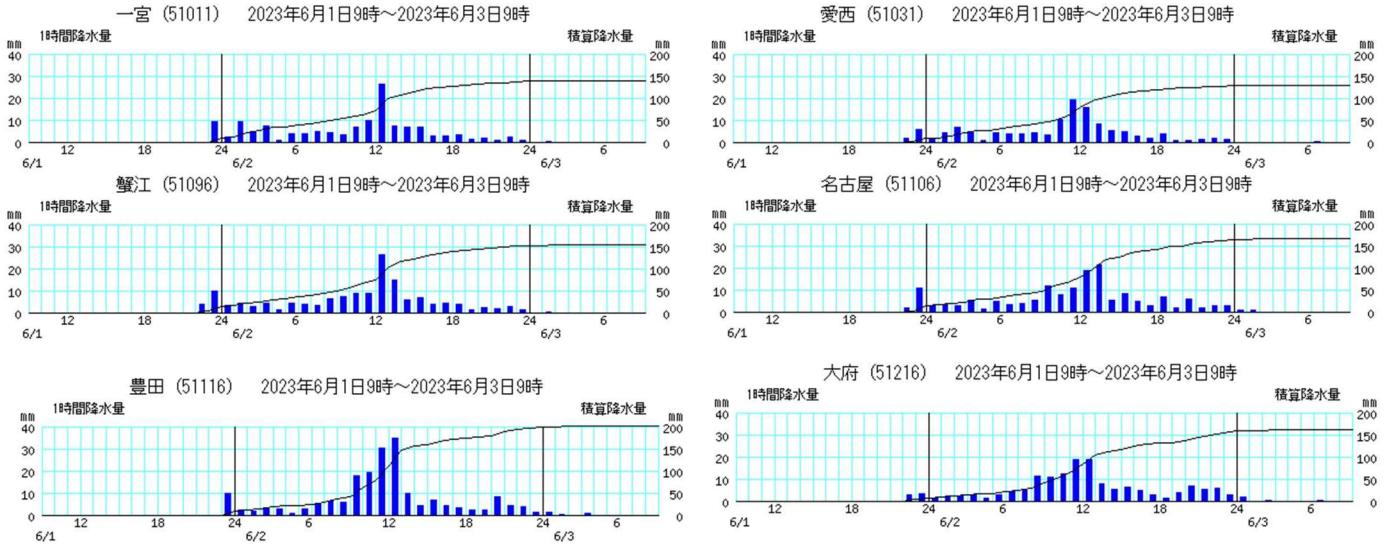


地上天気図 (6月2日09時)

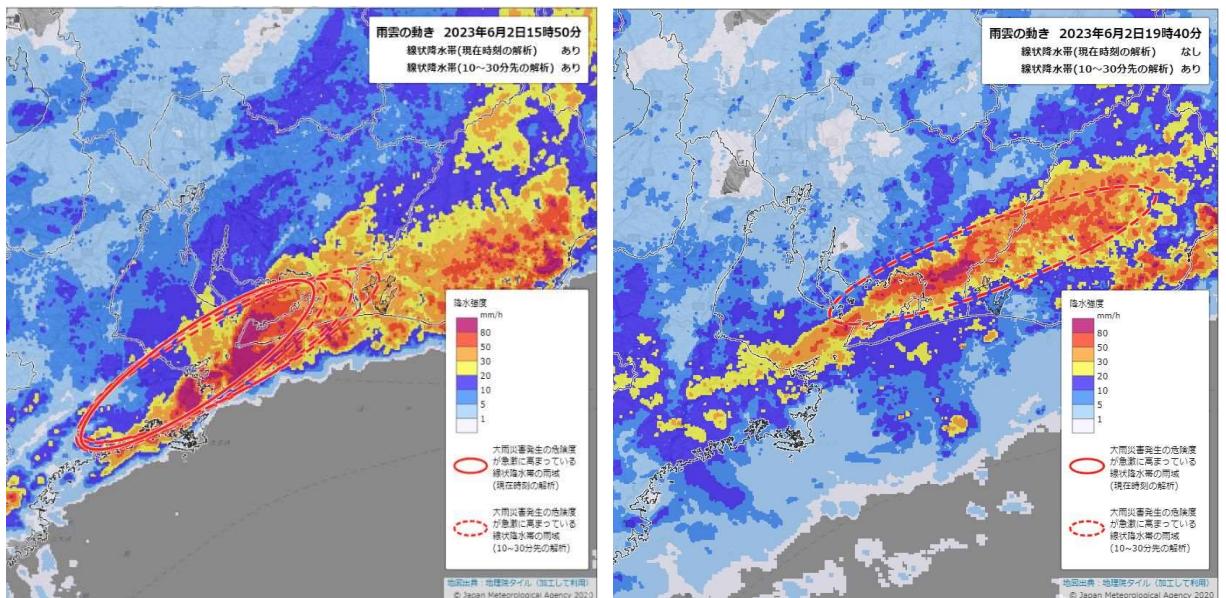


6月3日03時までの48時間積算雨量 (解析雨量*)

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布



アメダス降水量時系列図



線状降水帯の発生状況 赤い楕円：線状降水帯の雨域

(左：6月2日15時50分 右：6月2日19時40分)

※赤い楕円：線状降水帯の雨域（実線 現在時刻の解析、点線 10～30分先の解析）

※顕著な大雨に関する気象情報が発表された際には、「雨雲の動き」、「今後の雨」(1時間雨量又は3時間雨量)において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。

現在時刻に解析された線状降水帯の雨域を実線で、10～30分先に解析された線状降水帯の雨域を破線で表示する。

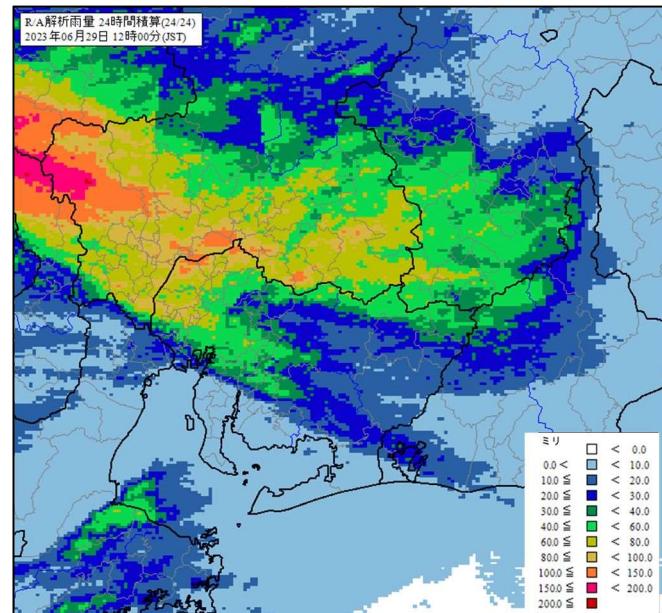
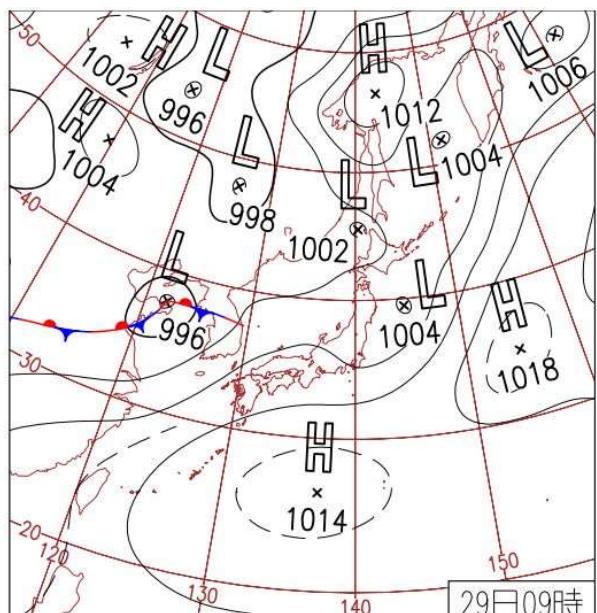
2-2 大気不安定による大雨（6月29日）

（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
日光川水系	1	氾濫注意情報	令和5年6月29日 08時30分
日光川	2	氾濫注意情報解除	令和5年6月29日 11時40分

（2）気象概況

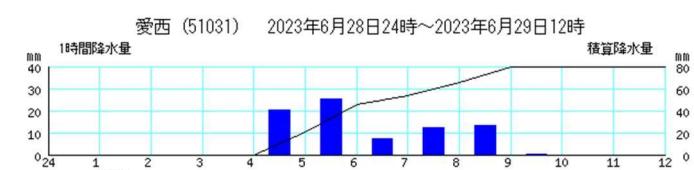
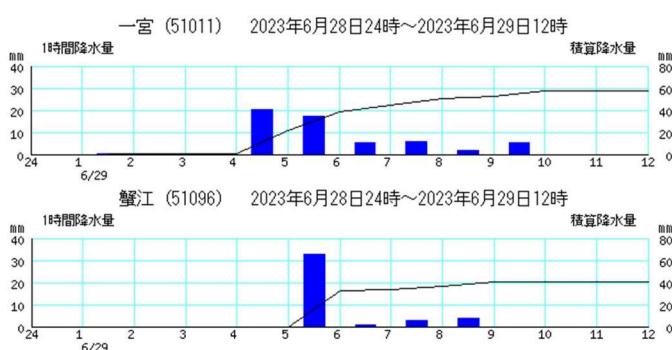
6月29日は、上空の寒気や湿った空気が流れ込み、岐阜県から愛知県にかけて大気の状態が非常に不安定となった。このため、29日の明け方から昼頃にかけて愛知県の西部地方を中心に大雨となり日光川の戸苅水位観測所（一宮市）では氾濫注意水位を超える出水となった。



地上天気図(6月29日09時)

6月29日12時までの24時間積算雨量(解析雨量*)

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布



アメダス降水量時系列図

線状降水帯による大雨について 半日程度前から府県単位での呼びかけを開始します

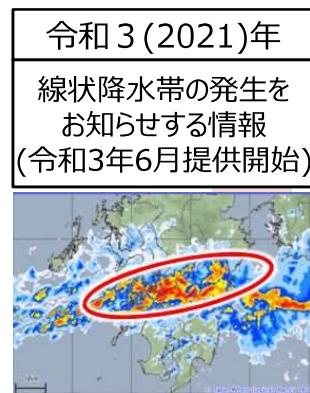
令和 6 年 5 月
名古屋地方気象台

線状降水帯の予測精度向上に向けた取組（情報の改善）

観測や予測の強化の成果を順次反映し、令和4年6月より、線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけを、令和5年5月より、「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生をお知らせする情報）をこれまでより最大30分程度前倒して発表する運用を開始。

令和6年5月下旬からは、令和4年度から開始した半日程度前からの呼びかけを府県単位で実施。

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え



「明るいうちから早めの避難」…段階的に対象地域を狭めていく

今年度の新たな運用

令和4(2022)年～
広域で半日前から予測
(令和4年6月提供開始)

令和6(2024)年～

府県単位で半日前から予測

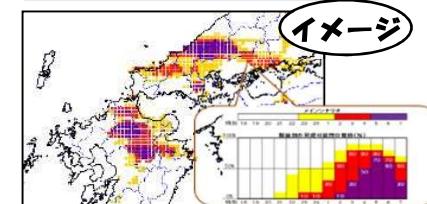
次期静止気象衛星

令和11年度
運用開始予定



令和11(2029)年～

市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日前から提供



令和5(2023)年～
最大30分程度前倒して発表
(令和5年5月提供開始)

令和8(2026)年～
2～3時間前を目標に発表

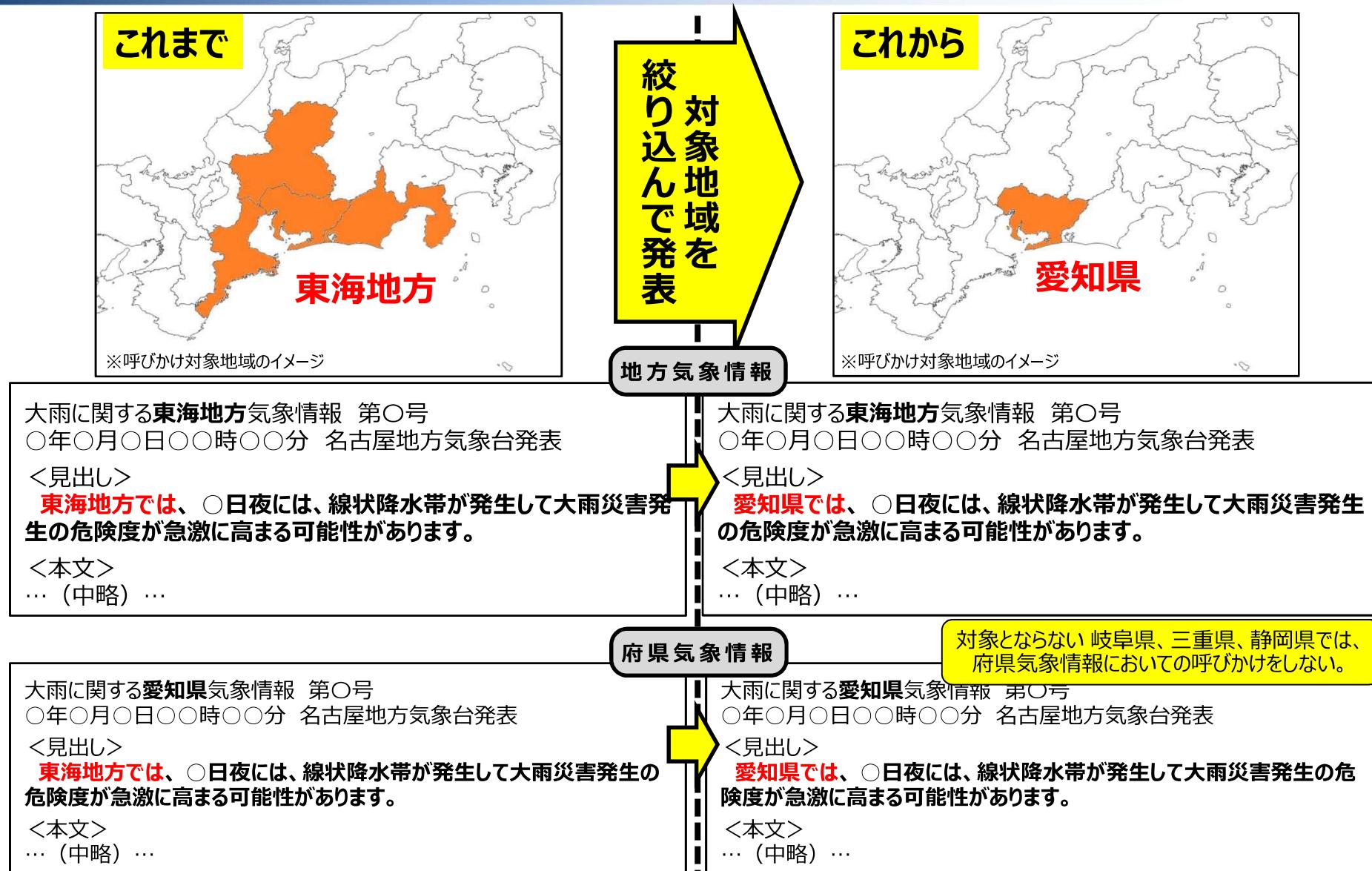
線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」…段階的に情報の発表を早めていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、
情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

令和6年から開始する府県単位での呼びかけ（地方／府県気象情報）



※北海道や沖縄県では、府県予報区単位で発表します。

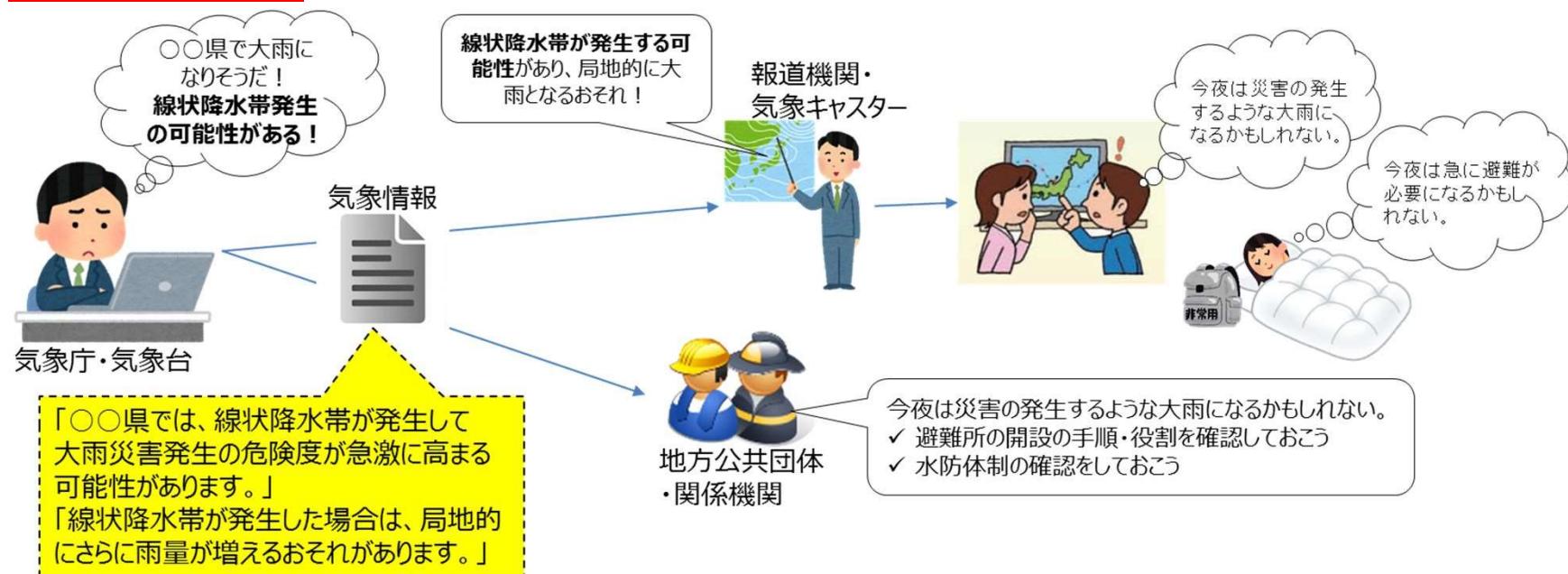
※鹿児島県では奄美地方を、東京都では伊豆諸島と小笠原諸島を区別して発表します。

※発表する情報の電文フォーマットは変わりません。

呼びかけが行われた時の対応例

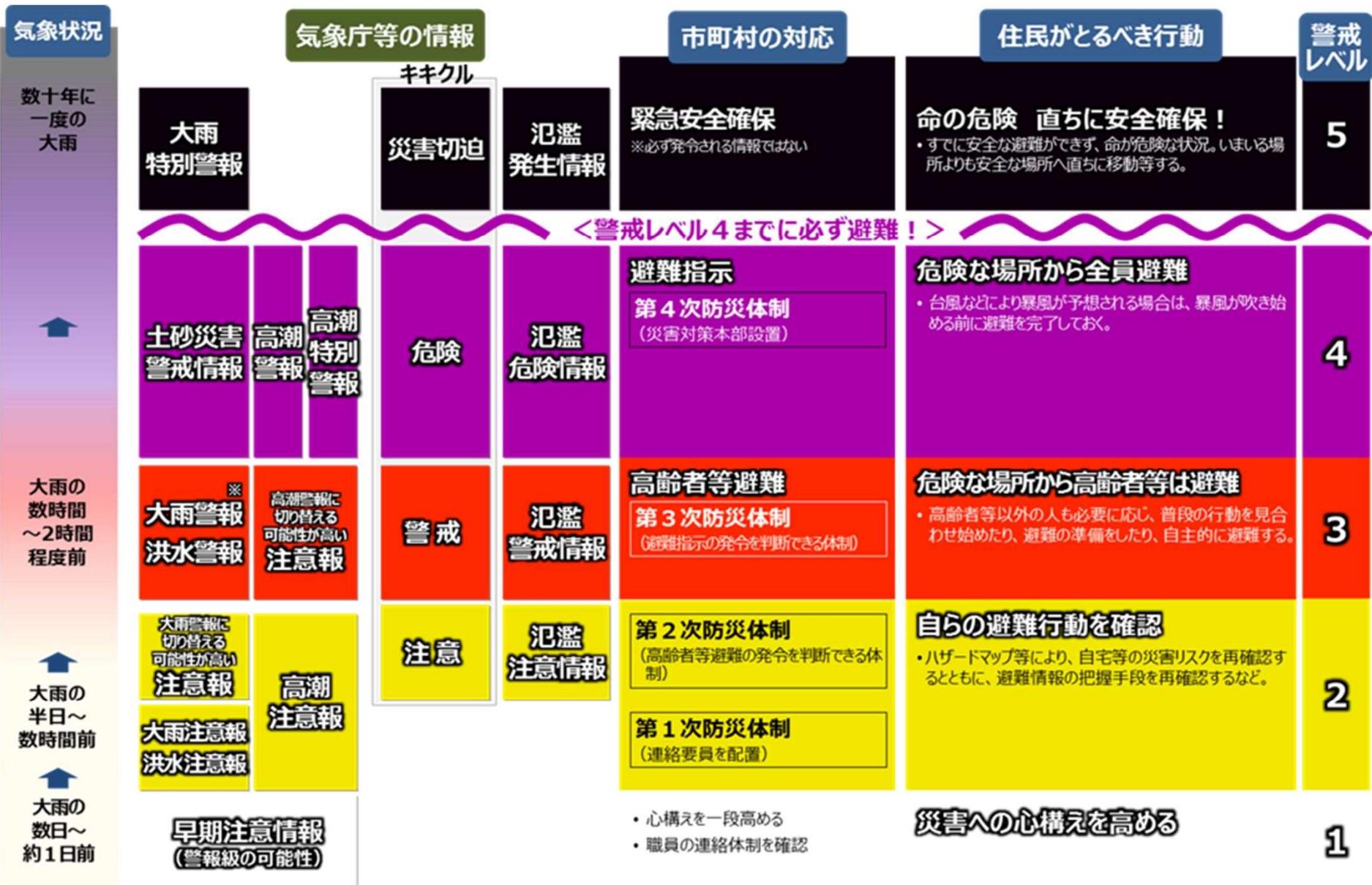
府県単位で呼びかけを行いますが、これまでと対応を変える必要はありません。

- 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としています。この呼びかけだけで避難を促すわけではなく、ほかの大気に関する情報と合わせてご活用ください。
- 市町村の防災担当の皆さんには、避難所開設の手順や水防体制の確認等、災害に備えていただくことが考えられます。
- 住民の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。



線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけや「顕著な大雨に関する気象情報」といった線状降水帯に関する情報だけでなく、大雨警報やキクル（危険度分布）等、段階的に発表する防災気象情報全体を適切に活用することが重要です。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

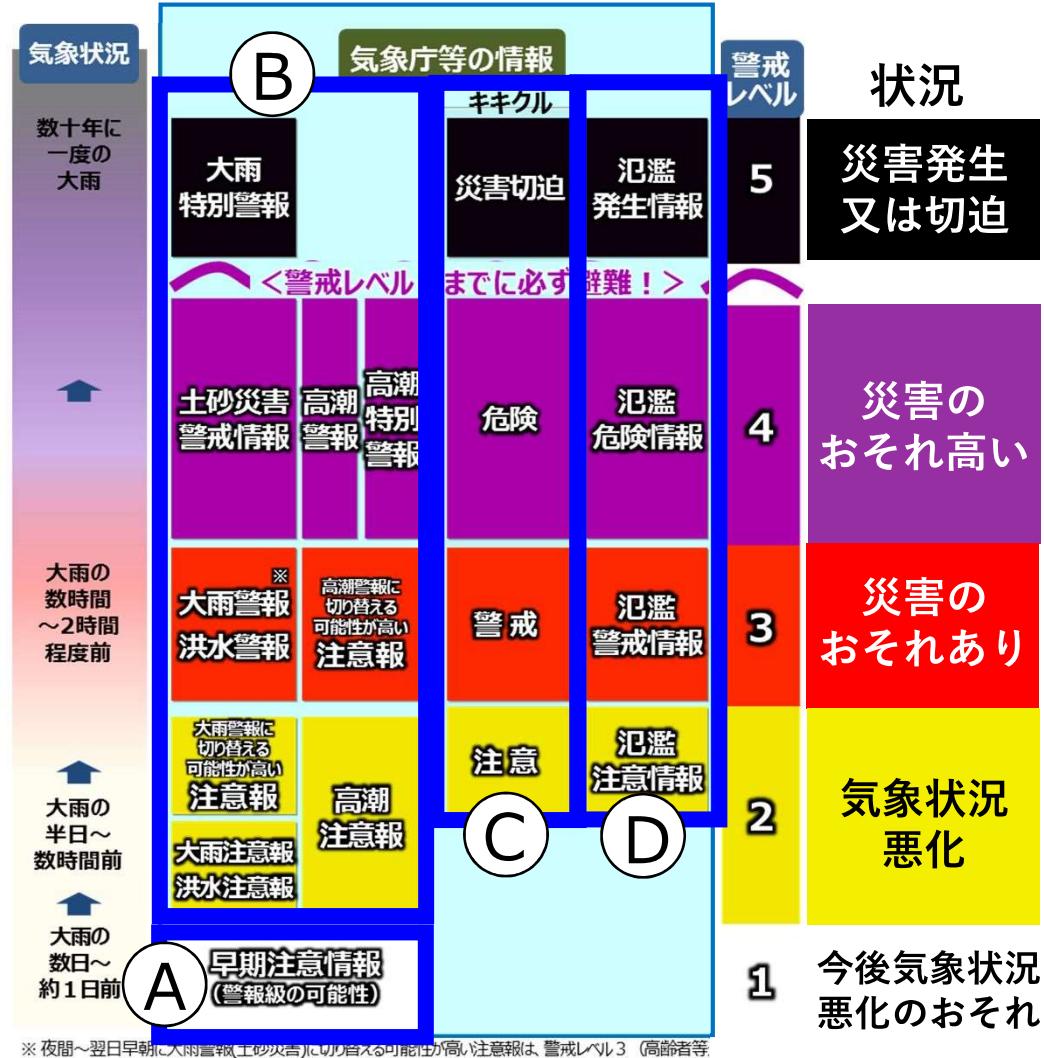


* 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

多様な防災気象情報

- ・大きく分けると A～D の 4 種類
- ・洪水 A～D、土砂災害・雨水出水 A～C、高潮 A～B を活用可



防災気象情報の種類

- A 早期注意情報 (警報級の可能性)**
- B 注意報・警報・特別警報
土砂災害警戒情報**
- C キキクル (危険度分布)**
- D 指定河川洪水予報**

C キクル（危険度分布）

対象リスク：洪水、土砂災害、雨水出水

気象状況

数十年に一度の大雪

大雨の数時間～2時間程度前

大雨の半日～数時間前

大雨の数日～約1日前

気象庁等の情報

キクル	
災害切迫	氾濫発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！	
危険	氾濫危険情報
警戒	氾濫警戒情報
注意	氾濫注意情報

C

- ・洪水害、土砂災害、浸水害（雨水出水）の危険度の高まりを地図上に表示
- ・観測に基づく雨量の予測や過去の災害データを基に危険度を予測
- ・5段階に色分けして**1 kmごとに表示**。直近の観測を用いて**10分ごとに更新**。
- ・キクルが示す危険度の予測期間
洪水→3時間先まで、土砂災害→2時間先まで、浸水→1時間先まで
- ・6時間前から現在までの履歴も見られる。

発表例 & 活用法

警報等Bは自治体ごとに発表（自治体内の一部でも基準に達すると予想されたら発表）

↓

警報・注意報が発表された際、居住施設等の周辺の危険度を確認できる

洪水：現在から3時間先まで

洪水の危険度
高：災害切迫【警戒レベル5相当】
中：警戒【警戒レベル4相当】
低：注意【警戒レベル3相当】
青：警戒レベル2相当
緑：低【警戒レベル1相当】

参考資料：河川水位監視
洪水水位の高低
紫色：災害切迫水位（警戒レベル5相当）
赤色：警戒水位（警戒レベル4相当）
黄色：注意水位（警戒レベル3相当）
緑色：警戒水位（警戒レベル2相当）
青色：低水位（警戒レベル1相当）

地図由来：地図作成タイル（加工して利用） © Japan Meteorological Agency 2020

土砂災害：現在から2時間先まで

土砂災害の危険度
高：災害切迫【警戒レベル5相当】
中：警戒【警戒レベル4相当】
低：注意【警戒レベル3相当】
青：警戒レベル2相当
緑：低【警戒レベル1相当】

地図由来：地図作成タイル（加工して利用） © Japan Meteorological Agency 2020

浸水害：現在から1時間先まで

浸水害の危険度
高：災害切迫【警戒レベル5相当】
中：警戒【警戒レベル4相当】
低：注意【警戒レベル3相当】
青：警戒レベル2相当
緑：低【警戒レベル1相当】

地図由来：地図作成タイル（加工して利用） © Japan Meteorological Agency 2020

出水期における体制の確認

令和5年度 県管理河川の水位状況について(洪水予報河川)

○愛知県における洪水予報河川について、令和5年度の水位状況をまとめたものです。

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況			発表者	ホットラインの対象情報
					氾濫注意水位	氾濫警戒水位	氾濫危険水位		
庄内川・木曽川	天白川	天白川	令和5年6月2日	13時50分	○			尾張建設事務所	
庄内川・木曽川	日光川	戸苅	令和5年6月2日	12時40分	○			海部建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和5年6月2日	12時40分		○		知立建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和5年6月2日	13時30分		○		知立建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和5年6月2日	14時10分			○	知立建設事務所	○
矢作川	境川	泉田	令和5年6月2日	17時10分		○		知立建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和5年6月2日	18時40分	○			知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	11時40分	○			知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	12時40分		○		知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	13時30分		○		知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	14時10分			○	知立建設事務所	○
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	17時10分		○		知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和5年6月2日	18時40分	○			知立建設事務所	

○発表回数 令和5年度 13回 (令和4年度 19回)

令和5年度 県管理河川の水位状況について(水位周知河川)

○愛知県における水位周知河川について、令和5年度の水位状況をまとめたものです。

圏域名	河川名	観測所名	発表日時	水位状況		発表者	ホットラインの対象情報
				避難判断水位	氾濫危険水位		
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和5年6月2日 13時44分	○		一宮建設事務所	
矢作川	乙川	大平	令和5年6月2日 11時19分	○		西三河建設事務所	
矢作川	乙川	大平	令和5年6月2日 11時48分		○	西三河建設事務所	○
矢作川	広田川	永良	令和5年6月2日 14時20分	○		西三河建設事務所	
矢作川	広田川	永良	令和5年6月2日 15時15分		○	西三河建設事務所	○
矢作川	逢妻女川	千足	令和5年6月2日 12時00分	○		豊田加茂建設事務所	
矢作川	逢妻女川	千足	令和5年6月2日 12時50分	○		豊田加茂建設事務所	
豊川	音羽川	国府	令和5年6月2日 11時00分	○		東三河建設事務所	
豊川	音羽川	国府	令和5年6月2日 14時30分	○		東三河建設事務所	
豊川	音羽川	国府	令和5年6月2日 15時00分		○	東三河建設事務所	○
豊川	音羽川	国府	令和5年6月2日 19時30分	○		東三河建設事務所	
豊川	音羽川	国府	令和5年6月2日 21時10分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和5年6月2日 8時30分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和5年6月2日 15時50分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和5年6月2日 16時35分		○	東三河建設事務所	○
豊川	梅田川	浜道	令和5年6月2日 8時00分		○	東三河建設事務所	○
豊川	梅田川	浜道	令和5年6月2日 15時50分	○		東三河建設事務所	
豊川	梅田川	浜道	令和5年6月2日 15時50分		○	東三河建設事務所	○
豊川	梅田川	浜道	令和5年6月2日 22時20分		○	東三河建設事務所	○
豊川	佐奈川	佐土	令和5年6月2日 15時00分	○		東三河建設事務所	
豊川	佐奈川	佐土	令和5年6月2日 18時32分	○		東三河建設事務所	
豊川	佐奈川	佐土	令和5年6月2日 18時50分		○	東三河建設事務所	○
豊川	柳生川	花田	令和5年8月24日 7時38分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和5年9月11日 16時10分	○		東三河建設事務所	
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和5年9月18日 11時52分	○		一宮建設事務所	

(参考) 令和5年度 発表回数 25回 (令和4年度 27回)

水防法 概要

【水防法の目的】

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防
御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とす
る。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。た
だし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、こ
の限りでない。

(都道府県の水防責任)

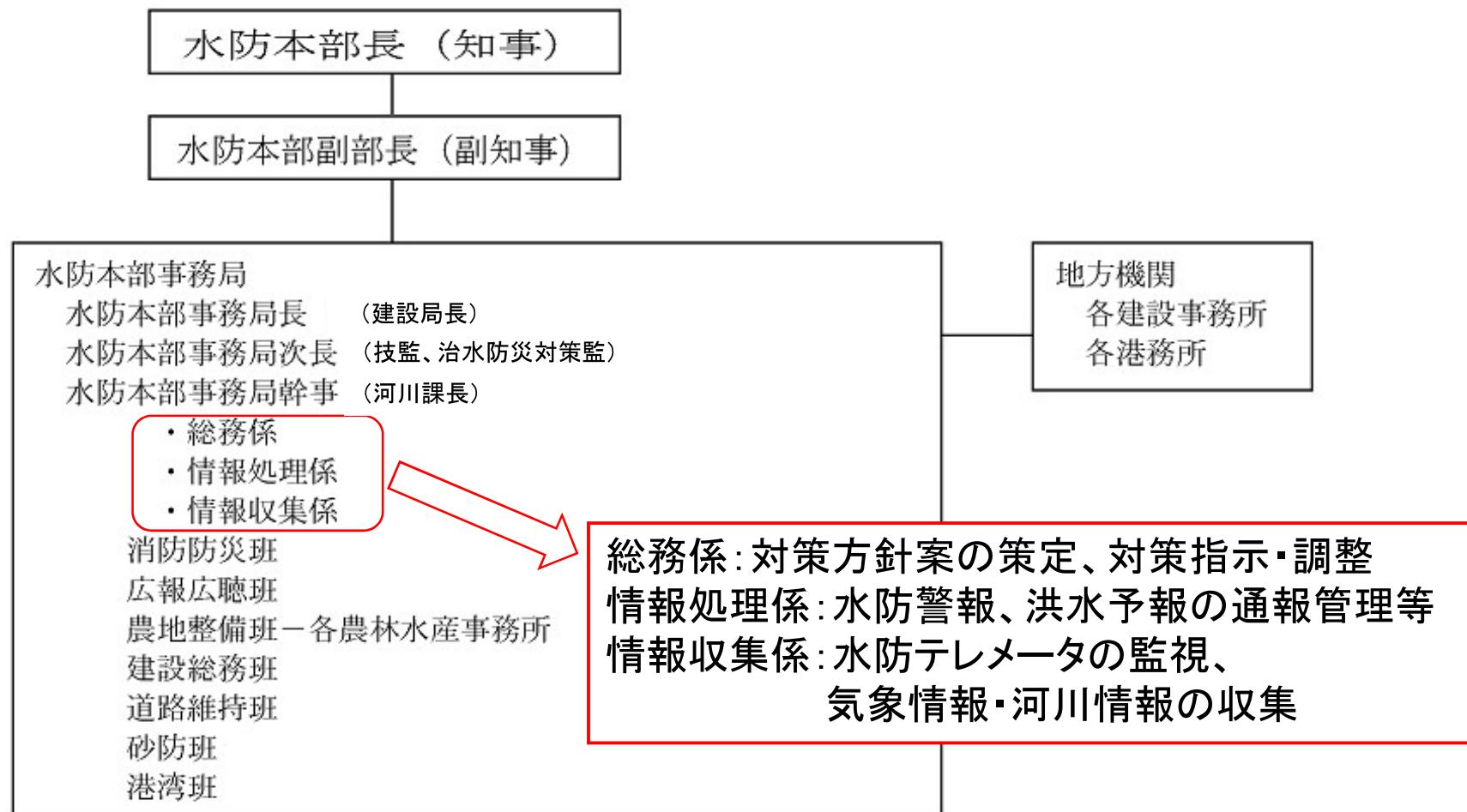
第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分
に行われるよう確保すべき責任を有する。

水防の第一次責任は市町村等にあるが、水防の効果を發揮させるには、
都道府県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

愛知県の防災体制(水防本部の組織)

○県水防本部組織図

県水防本部は、愛知県災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する**常設機関**。



愛知県の防災体制(防災安全協定)

○建設業者等との防災安全協定

建設業者、測量設計業者との協働

- ・**防災安全協定(災害協定等)の締結(H13～)**
- ・土木研究会始め3団体と包括協定の締結
(H25.3.21)
- ・愛知県測量設計業協会始め3団体と協定の締結
(H23.3.25始め)

防災安全協定(河川)に基づく巡視を行う基準(建設業者)

- ・巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき
- ・「高潮に関する水防警報(出動)」が発令されたとき
- ・震度5弱以上の地震が発生したとき(時間外は自主的に巡視点検する)
- ・津波の来襲があったとき
- ・地震・豪雨等による被害が相当規模発生する恐れがあると所長が判断したとき

中部地方整備局と連携した防災体制

○中部地方整備局・管内5県3政令市・水資源機構・高速道路株式会社などと災害における包括協定

■協定締結

○協定締結日

令和2年3月26日

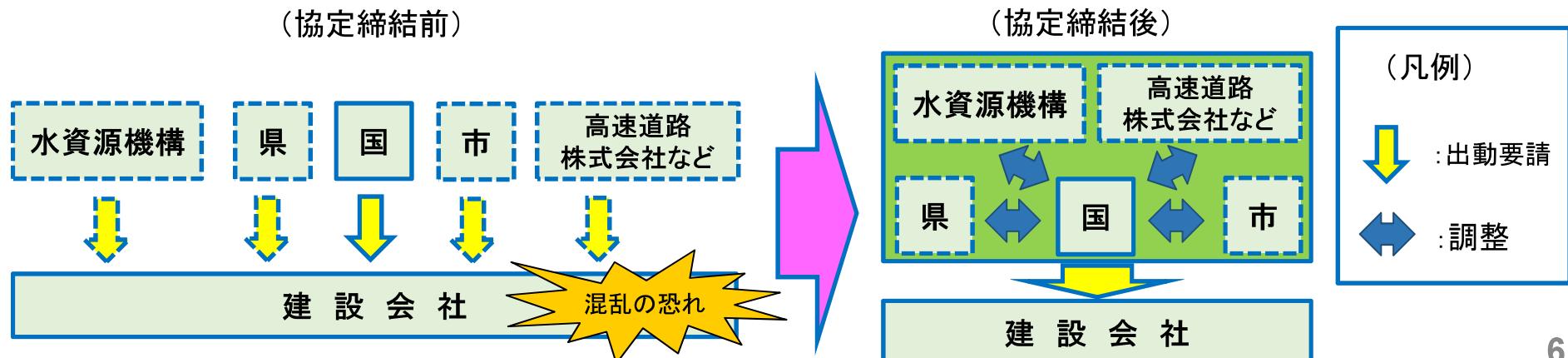
○協定締結者

中部地方整備局長、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長
名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、八王子支社長
金沢支社長、名古屋支社長、名古屋高速道路公社理事長
一般社団法人日本建設業連合会中部支部長

■特 徴

地震・大雨等の大規模な災害又は事故(そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。)が発生した場合は、複数の県又は政令市にわたる甚大なものになることが想定される。その復旧、復興に当たっては全国的な技術力、資機材の調達など民間建設業の協力が不可欠となる。

これまで国、県、市、水資源機構、高速道路株式会社などがそれぞれ建設会社の出動を要請していたが、このような大規模な広域災害時においては中部地方整備局が県、政令市、水資源機構、高速道路株式会社などとの調整役となり、円滑に対応できるように令和2年3月26日付けて新しく協定を締結した。



水防活動の主な取組状況

川の防災情報の提供(重要水防箇所等の位置図)

県管理河川の重要水防箇所及び水防倉庫の位置図を愛知県ウェブサイトにて公表。

令和5年度 重要水防箇所図

ページID:0353087 掲載日:2023年7月28日更新 [印刷ページ表示](#)

尾張建設事務所管内

- [名古屋市\(西区、千種区、中区、中川区\) \[PDFファイル／1.72MB\]](#)
- [名古屋市\(中村区、天白区、東区、南区\) \[PDFファイル／1.85MB\]](#)
- [名古屋市\(港区、守山区、昭和区、瑞穂区\) \[PDFファイル／2.25MB\]](#)
- [名古屋市\(熱田区、名東区、北区、緑区\) \[PDFファイル／2.55MB\]](#)
- [瀬戸市 \[PDFファイル／991KB\]](#)
- [春日井市 \[PDFファイル／4.41MB\]](#)
- [小牧市 \[PDFファイル／1.42MB\]](#)
- [尾張旭市 \[PDFファイル／545KB\]](#)
- [豊明市 \[PDFファイル／502KB\]](#)
- [日進市 \[PDFファイル／651KB\]](#)
- [清須市 \[PDFファイル／1.38MB\]](#)
- [北名古屋市 \[PDFファイル／1.08MB\]](#)
- [長久手市 \[PDFファイル／261KB\]](#)
- [東郷町 \[PDFファイル／736KB\]](#)
- [豊山町 \[PDFファイル／484KB\]](#)

一宮建設事務所管内

- [一宮市 \[PDFファイル／1.83MB\]](#)
- [犬山市 \[PDFファイル／676KB\]](#)
- [江南市 \[PDFファイル／1.12MB\]](#)
- [稻沢市 \[PDFファイル／1.41MB\]](#)
- [岩倉市 \[PDFファイル／519KB\]](#)
- [太田町 \[PDFファイル／528KB\]](#)
- [扶桑町 \[PDFファイル／610KB\]](#)

海部建設事務所管内

- [津島市 \[PDFファイル／579KB\]](#)
- [愛西市 \[PDFファイル／1.85MB\]](#)
- [弥富市 \[PDFファイル／1.5MB\]](#)
- [あま市 \[PDFファイル／1.37MB\]](#)
- [大治町 \[PDFファイル／522KB\]](#)
- [蟹江町 \[PDFファイル／646KB\]](#)
- [飛島村 \[PDFファイル／441KB\]](#)

知多建設事務所管内

- [半田市 \[PDFファイル／2.94MB\]](#)
- [常滑市 \[PDFファイル／669KB\]](#)
- [東海市 \[PDFファイル／1.12MB\]](#)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html>

県管理河川における越水などの情報共有について

【市町村の皆様へ】

- 洪水時に住民などから県管理河川における越水などの通報がされた場合は、所管の建設事務所に電話で連絡をお願いします。
- 市町村の水防計画には、連絡先として建設事務所を入れて下さい。

【建設事務所の皆様へ】

- 建設事務所は河川課に連絡するとともに、市町村にも情報提供して下さい。
- 巡視後は、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」により、建設局長へ報告するとともに、市町村にも情報提供して下さい。
- あらかじめ市町村の防災担当課へ管内図（河川砂防図）を配布し、県の連絡先（昼夜）を知らせておいて下さい。

【参考】

水防法第25条には、「水防に関し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。」とある。

また、逐条解説水防法には、「『決壊』とは、通常施設の効用を害する程度の損壊をいい、その物理的形体の全部又は一部の喪失を意味するが、本条においては、広義に解して、溢水及び異常な漏水の場合も含むと考えられる。」とある。

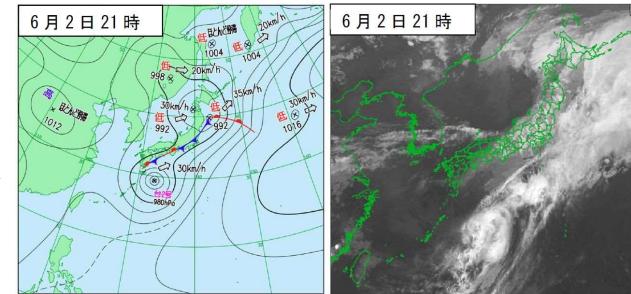
さらに、「『関係者』とは、知事、所轄警察署長、重大な影響を受けるべき他の水防管理団体又は市町村、付近の住民等をいう」とある。

水防法第9条にも、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときには管理者に連絡することとなっている。

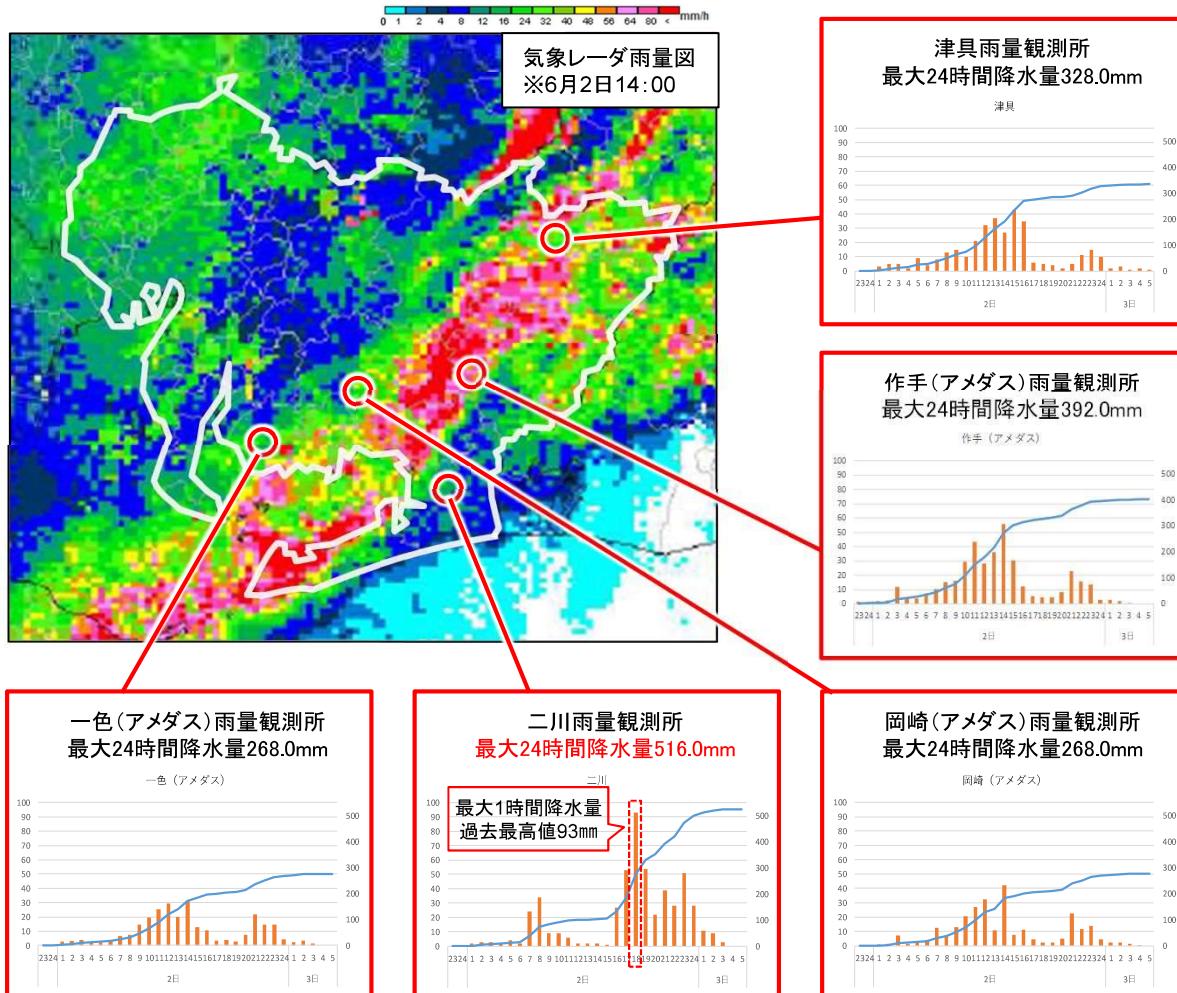
2023年6月2日の大雨に関する報告

1) 2023年6月2日の大雨の気象概要

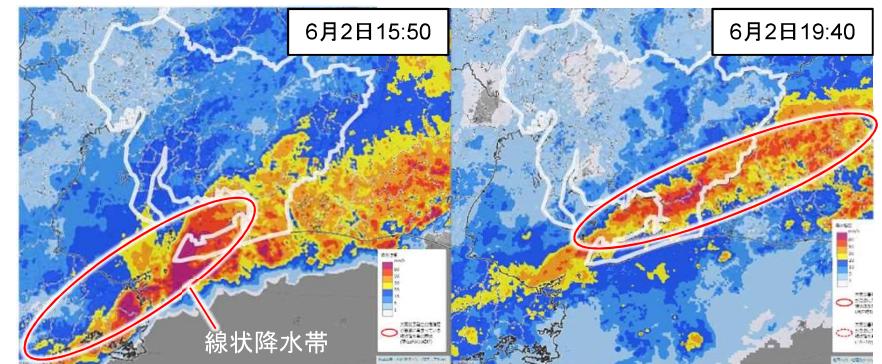
- 台風第2号周辺の暖かく湿った空気が本州付近に停滞する梅雨前線に向かって流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。
- 東部では2日夕方から夜のはじめ頃にかけて線状降水帯が発生し、特に東三河北部と東三河南部を中心に、降り始めからの総雨量(1日22時から3日5時)が多い所で500ミリを超える大雨となった。



■最大24時間降水量が過去最高値を記録した主な観測所(6月1日23時～3日5時)

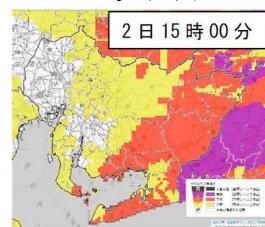


■線状降水帯の発生状況

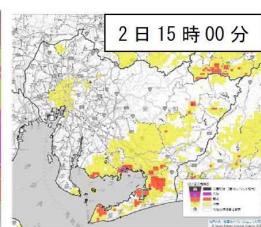


■線状降水帯発生時間帯のキクル

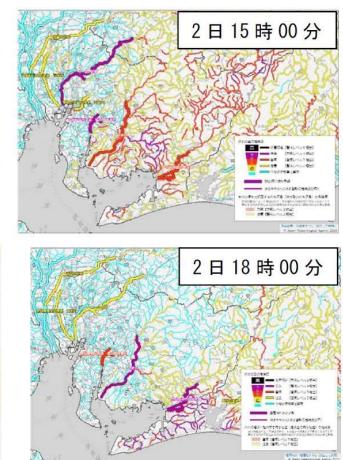
土砂キクル



浸水キクル



洪水キクル



2) 2023年6月2日の大雨による被害状況

■愛知県の出水状況



■河川出水状況(県管理河川)

江南市: 日光川※1
岡崎市: 乙川※1・2、鉢地川※1・2
男川※1・2、青木川※1
広田川※1・2
幸田町: 広田川※1・2、尾浜川※2、赤川※2
田原市: 免々田川※1・2、汐川※1・2
豊橋市: 柳生川※1・2、梅田川※1・2、間川※2
豊川市: 善光寺川※1・2、白川※1・2
西古瀬川※1・2、山陰川※1・2
佐奈川※1、古川※1、紫川※2、御津川※2
稻沢市: 三宅川※2
安城市: 半場川※2

■道路損壊: 49か所 ※2

豊田市12か所、新城市13か所、岡崎市6か所、
西尾市1か所、豊橋市3か所、豊川市2か所、
田原市3か所、東栄町2か所、設楽町3か所、
豊根村2か所、蒲郡市2か所

■土砂崩れ: 39か所 ※2

岡崎市6か所、豊田市9か所、豊川市15か所、
蒲郡市4か所、新城市3か所、設楽町2か所

■避難指示等の発令 ※2

緊急安全確保 : 豊橋市、豊川市
避難指示 : 蒲郡市、新城市、田原市、
設楽町、豊明市、岡崎市、
碧南市、刈谷市、西尾市、
豊田市
高齢者等避難開始: 東栄町、豊根村、小牧市、
南知多町、美浜町、知立市、
高浜市、幸田町、田原市

出典:

※1 水害統計

※2 愛知県「6月2日大雨による被害情報について(第11報)」

※3 豊橋市「令和5年6月大雨の記録」

※4 豊川市「令和5年6月大雨災害検証報告書」

※5 岡崎市

3) 2023年6月2日の大雨に関する水防活動(市町村)

■各市町村の主な対応

救助・検索



検索活動の様子
(豊橋市下条西町)



救助活動の様子
(豊橋市高師本郷町)



救助活動の様子
(岡崎市)

避難誘導



車内に残された人々の避難誘導する様子
(豊川市桜町)

排水作業



排水作業
(田原市西山町)

土のう積み



浸水防止のため積み土のう工を実施
(豊川市御油町)

4)2023年6月2日の大雨に関する水防活動(県・国)

■愛知県の主な対応

放置車両のレッカー移動



出典:愛知県「6月2日大雨による被害情報について(第11報)」

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」により、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部及び全日本高速道路レッカー事業協同組合の協力を得て、本県で初めて災害対策基本法第76条の6に基づき、国道151号(豊川市)及び県道豊橋乗本線(豊橋市)において車両移動を行った。

ヘリコプターでの情報収集



名古屋市消防航空隊が、6月3日に被災地域の上空偵察を行い、豊橋市及び豊川市に映像配信して情報を共有した。

出典:災害対策本部

■国の主な対応

TEC-FORCEの派遣



TEC-FORCEの活動状況(豊橋市)



出典:中部地方整備局「『令和5年6月の台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨』出水概要(第2報)」

参考) 2023年6月2日の大雨に対する消防団への表彰

■水防功労者国土交通大臣表彰

令和5年6月2日からの大雨における豊橋市消防団と豊川市消防団の水防活動が、被害の軽減に著しい功労があったと認められ、国土交通大臣から表彰された。



出典: 豊橋市ウェブサイト

▼表彰式に参加した豊橋市消防団の団長と副団長



出典: 豊橋市ウェブサイト

受賞者	功績概要
豊橋市消防団	令和5年台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨に際し、令和5年6月2日から6月3日にかけて、延べ1,264名が出動し、河川等の警戒巡視、住民の避難誘導等の水防活動を行い、人命の安全確保と被害の軽減に多大な貢献をした。
豊川市消防団	令和5年台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨に際し、令和5年6月2日から6月3日にかけて、延べ337名が出動し、河川等の警戒巡視、積み土のう工の実施、住民の避難誘導、人命救助等の水防活動を行い、人命の安全確保と被害の軽減に多大な貢献をした。

出典: 愛知県ウェブサイト

5)2023年6月2日の大雨の浸水実績図の作成・公開

- 各市町村の水害統計調査結果に基づき、2023年6月2日の浸水実績図の作成を進めている。
- 今後、マップあいちでの公開を予定している。

▼マップあいち(浸水実績図)の画面イメージ(作成中)

